

1990年11月1日

普通倉庫保管料率表

上田倉庫株式会社

1. 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不相当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (5) トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。
- (6) 保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額の上下それぞれ5%の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。
- (7) 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- (8) 請求口の保管料総額が500円に満たないときは500円とします。
- (9) 野積保管の貨物であって、特に資材または設備を要しない場合は、基本料率の2割引以内とします。

2. 基本料率（一期料率）

分類	品 目		甲 地		乙 地		丙 地	
			従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
			1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付
穀 飼 類	米		円銭 74	円銭 215.40	円銭 68	円銭 198.40	円銭 58	円銭 172.00
	麦	(1)国内産麦	74	157.00	68	144.60	58	125.00
		(2)輸入麦	74	196.10	68	180.70	58	151.70
	豆 類	(1)コーヒ-ココア豆	1.90	411	1.76	380	1.61	348
		(2)その他	2.50	279	2.29	257	2.13	237
	粉 類	(1)澱粉	1.03	223	94	207	88	189
		(2)その他	1.47	234	1.35	214	1.26	195
	雑穀・ペレット状飼料		1.71	207	1.57	189	1.45	175
	飼料ミール類		1.71	302	1.57	278	1.45	256
	その他飼料		1.71	236	1.57	216	1.45	199
農 林 水 産 品	農産物		1.61	302	1.48	278	1.36	256
	製造たばこ		70	306.80	64	282.30	59	259.70
	たる詰 葉たばこ	(1)国内産	72	150.80	65	138.70	61	127.70
		(2)外国産	65	159.60	61	146.80	54	135.10

分類	品 目		甲 地		乙 地		丙 地	
			従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
			1000円に付	1トんに付	1000円に付	1トんに付	1000円に付	1トんに付
農林水産品	その他 葉たばこ	(1)国内産	円銭 72	円銭 129.30	円銭 65	円銭 119.00	円銭 61	円銭 109.50
		(2)ギンシヤ・ インド・ イ産	65	165.20	61	152.00	54	139.80
		(5)トルコ産	65	196.50	61	180.70	54	166.20
		(6)その他外国産	65	148.00	61	136.30	54	125.30
	木	材	1.03	302	94	278	88	256
	水産品	(1)乾海苔	1.61	796	1.48	733	1.36	673
		(2)その他	1.61	421	1.48	387	1.36	357
塩・ 砂	包装塩	(1)段ボール	89	144.70	82	133.10	75	122.50
		(2)紙袋	89	165.30	82	152.10	75	140.00
糖 糖類	撒	塩	89	79.60	82	73.30	75	67.30
	砂糖	(1)分蜜糖	1.61	244	1.48	223	1.36	207
		(2)その他	1.61	357	1.48	328	1.36	302
食料 工業品	缶	詰	1.90	323	1.76	296	1.61	273
	雑食料品・ 飲料	(1)ビール	1.61	257	1.48	237	1.36	217
		(2)その他	2.50	295	2.29	272	2.13	249
織 維 製 品	織物・同製品・毛糸		1.17	517	1.10	474	1.00	436
	撒扱織物・撒扱織物製品		1.17	908	1.10	834	1.00	768
	綿・合化織・その他糸		1.17	406	1.10	373	1.00	344
	撒扱糸		1.17	648	1.10	596	1.00	550
織 維 原 料	生糸		82	440	75	407	69	374
	繭		1.03	132	94	122	88	113
	副蚕糸		1.61	190	1.48	176	1.36	161
	綿花		1.17	159	1.10	146	1.00	134
	合織綿・麻類		1.17	234	1.10	214	1.00	195
	化織綿		1.17	176	1.10	161	1.00	148
	毛類		1.17	440	1.10	407	1.00	374
紙 ・ パ ル プ 類	紙類	(1)板紙	1.61	359	1.48	331	1.36	303
		(2)その他	1.61	464	1.48	426	1.36	394
	撒扱紙類	(1)板紙	1.61	435	1.48	399	1.36	367
		(2)その他	1.61	546	1.48	501	1.36	461
	巻取紙		1.61	332	1.48	305	1.36	281
	パ ル プ		1.61	250	1.48	229	1.36	213

分類	品目	甲 地		乙 地		丙 地		
		従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率	
		1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付	1000円に付	1トンに付	
金	地 金	円錢 1.03	円錢 270	円錢 94	円錢 248	円錢 88	円錢 227	
	貴 金 属 地 金	4 銭 2 厘	※187	3 銭 8 厘	※173	3 銭 6 厘	※158	
属・機械類	鉄 材 ・ 鉄 製 品	円錢 1.61	円錢 145	円錢 1.48	円錢 132	円錢 1.36	円錢 122	
	金 物 製 品	(1)洋 食 器 ・ 類 空 缶	1.03	368	94	339	88	312
		(2)そ の 他	1.03	1,091	94	1,004	88	924
	自 動 車 ・ 車 輛	1.61	517	1.48	474	1.36	436	
	機 械 ・ 器 具 ・ 部 品	(1)家 庭 用 電 氣 具 石 油 器	1.90	391	1.76	360	1.61	331
		(2)事 務 用 ・ 類 精 密 機 械	2.36	880	2.16	807	1.99	742
		(3)そ の 他	2.50	751	2.29	692	2.13	635
肥料類	化 学 肥 料	2.21	147	2.03	135	1.87	126	
	そ の 他 肥 料	1.17	273	1.10	250	1.10	229	
化学工業品	薬 品 類	(1)医 薬 品	1.56	531	1.44	488	1.31	450
		(2)ソ ー ダ 灰	1.61	236	1.48	216	1.36	199
		(3)そ の 他	1.90	361	1.76	332	1.61	305
	染 料 ・ 塗 料	1.90	624	1.76	576	1.61	528	
	化 学 製 品	(1)化 粧 品	1.61	632	1.48	581	1.36	533
		(2)洗 剤 類	1.61	320	1.48	296	1.36	273
		(3)合 成 樹 脂 材 糸	1.61	582	1.48	534	1.36	492
(4)合 成 樹 脂 品 型 加 工		2.79	330	2.57	302	2.37	278	
油 脂 ・ ろ う 類	2.50	656	2.29	604	2.13	554		
窯業品	セ メ ン ト	1.61	199	1.48	184	1.36	169	
	板 ガ ラ ス	1.61	509	1.48	467	1.36	431	
ゴム類	ゴ ム 製 品	2.65	435	2.46	399	2.25	367	
	ゴ ム 原 料	(1)生 ゴ ム	1.61	564	1.48	519	1.36	477
		(2)合 成 ゴ ム	1.61	517	1.48	474	1.36	436
皮革類	皮 革	1.61	1,168	1.48	1,075	1.36	989	
鉱産品	鉱 物 ・ 土 石	1.61	375	1.48	346	1.36	318	
雑品	雑 品	4.11	538	3.80	494	3.48	455	

(注) 「貴金属地金」の※印欄は「1トンに付」を「1キログラムに付」とする。

3. 割 増 料 率

(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

イ. 保税貨物 基本料率の3割増以内

ただし、無税品は基本料率の1割増とします。

ロ. 定温倉庫蔵置貨物 基本料率の8割増以内

ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物 基本料率の2割増以内

ニ. 消防法等の危険物

(イ) 消防法の規定による危険等級Ⅰ及び危険等級Ⅱの危険物

並びに危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類

基本料率の30割増以内

同 上 危険等級Ⅲの危険物（第4類第二石油類を除きます）

基本料率の10割増

同 上 指定可燃物（特別の設備を要したものに限り）

(Ⅰ) 損害保険料率算定会の決定による危険品

基本料率の5割増

(Ⅱ) 同 上

普通品

基本料率の3割増

(ロ) 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス

基本料率の30割増以内

(ハ) 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品

基本料率の2割増

B級危険品

基本料率の5割増

特別危険品

基本料率の10割増

(イ),(ロ),(ハ)の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

(2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

4. そ の 他 の 料 金

(1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成 : 1件につき500円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合 : 寄託者と協議の上決定した金額

(2) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

5. 消費税導入に伴う料金の加算

消費税導入に伴い、1.から4.までによって計算した料金の総額の10%に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算に当たっては、1.(7)と同様の端数処理を行います。

◎倉庫証券発行等手数料金

証券1枚につき次の料金を申し受けます。

- (1) 発行手数料金 1,800円
- (2) 券面記載内容変更手数料金 500円

なお、消費税導入に伴い、手数料金の10%に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。加算に当たって、1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入を行います。